

議案第9号

羽曳野市生産緑地地区の区域の規模に関する条例の制定について

羽曳野市生産緑地地区の区域の規模に関する条例を別紙のように制定する。

平成31年2月26日 提出

羽曳野市長 北川 嗣 雄

## 提 案 理 由

生産緑地法(昭和 49 年法律第 68 号)第 3 条第 2 項の規定に基づき、生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条件を定めるため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市生産緑地地区の区域の規模に関する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、生産緑地法(昭和 49 年法律第 68 号。以下「法」という。)第 3 条第 2 項の規定に基づき、羽曳野市における生産緑地地区の区域の規模に関する条件について定めるものとする。

(区域の規模)

第 2 条 法第 3 条第 2 項の規定により条例で定める区域の規模に関する条件は、300 平方メートル以上の規模の区域であることとする。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 年 1 日から施行する。